

【卒業の認定】

本校の卒業認定は、「学則」第 23 条（卒業）ならびに「学則施行細則」第 12 条（卒業の認定）に基づき、「学則」第 9 条（授業科目・単位数・時間数）に規定する“別表 1 授業科目及び単位数・時間数”に定める各学年時毎の授業科目を履修し、98 単位を修得した者について、卒業認定対象学生それぞれの成績評価および出席状況等を“卒業審査会議”に諮ったうえで、学校長が行っている。

なお、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える学生については、卒業を認めていない（「学則施行細則」第 12 条第 3 項で規定）。

参考

【南大阪看護専門学校学則（抜萃）】

第 9 条（授業科目・単位数・時間数）

授業科目及び単位数・時間数は別表 1（割愛）のとおりとする。

第 23 条（卒業）

卒業の要件は次のとおりとする。学校運営会議で卒業を許可された者に別記様式による卒業証書を授与する。

- (1) 第 9 条に定める単位すべて認定された者
- (2) 学校が別に定める時間数の 3 分の 2 以上出席している者

【南大阪看護専門学校学則施行細則（抜萃）】

第 12 条（卒業の認定）

学則第 23 条による卒業の認定は、成績評価及び出席状況等により、卒業審査会議に諮った上で学校長が行う。

2. 学校長は、学則第 9 条別表 1 に定める授業科目を履修し、98 単位を修得した者について、卒業を認定する。
3. 欠席日数が、出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者については、卒業を認めないものとする。